

報酬等に関する開示事項

1. 当行の対象役員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(合わせて「対象役員」)の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外監査役を除いております。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

(ア)「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対する当該法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、当行では該当する連結法人等はありません。

(イ)「高額な報酬等を受ける者」の範囲

「高額な報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除することで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものの「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額を以って、その者の報酬等の金額とみなし、「高額な報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ)「グループの業務運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

(2) 「対象役員」の報酬等の決定について

対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の上限額を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会において協議のうえ決定しております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議により決定しております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催数

開催回数 (2022年4月～2023年3月)	
取締役会	1回

(注)報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行グループの対象役員の報酬等に関する体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

当行の取締役の報酬は、基本報酬及び役員賞与で構成されております。取締役に対する報酬は、役職位ごとの職責や役割に応じた、基本報酬及び各事業年度の業績等を勘案した役員賞与を支給することとしております。取締役の報酬限度額は、2023年6月29日開催の株主総会において年額250百万円以内と決議しております。監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の株主総会において年額35百万円以内と決議しております。

3. 当行グループの対象役員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行グループの対象役員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役員の報酬等の総額（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：人、百万円)

区分	員数	報酬等の総額（百万円）							
		固定報酬の総額		変動報酬の総額		退職慰労金			
		基本報酬	その他		基本報酬	賞与			
対象 (除く社外役員)	18	363	252	155	97	49	-	49	61

(注) 1. 固定報酬の総額の株式報酬型ストックオプション及び変動報酬の総額の基本報酬は該当するものがないため記載しておりません。

2. 上記の員数、報酬等の総額には、2022年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

5. 当行グループの対象役員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。